

校訂本 第三冊・第四冊解説

神田 信夫

一 第二集の編纂

『歴代寶案』は第一集・第二集・第三集および別集から成る。一九七二年に台湾大学の出版した影印本は、これら各集を収録して全十五冊に編成されているが、そのうち第三冊から第一四冊までの十二冊分が第二集である。すなわち第二集は、『歴代寶案』全体のおおよそ五分の四の分量を占めているわけである。

そして第二集には、第一集の後をうけて清の康熙三十六年（一六九七）から咸豊八年（一八五八）まで百六十二年にわたる時期の三千三百余通の文書（目録による）が収められている。第一集が明の永楽二十二年（一四二四）から康熙三十六年までの二百七十四年間の文書千三十余通から成ると対比すると、第二集では各年次の文書が平均して第一集より如何に多いかがよく判らう。

さて『歴代寶案』の第一集は、康熙三十六年に、それ以前から存在していた旧案を重修して成ったのであるが、その後、雍正年間に至り、第一集の後を続けて編集することになった。第二集の目録の冒頭に記されている「督抄寶案記」には

雍正四年丙午（一七二六）二月二十四日、再び紫金大夫程順則、長史蔡用弼、程允升の令を承けて、康熙三十六年より雍正五年に至るまで寶案二集を抄成した。共に十六本と作し、内一卷は目録である。とあり、以下、督抄寶案として曾曆等六人の姓名、筆帖式として蔡文海等十九人の姓名が列記されていて、編纂の経過を知ることができる。すなわち雍正四年二月に、中国との外交文書を取扱っていた久米村の総役程順則およびその補佐役の長史二人の命を受けて、曾曆等により第二集の編纂が行われることになった。その結果、康熙三十六年から雍正五年までの分が完成し、これを本文十五冊、目録一冊に編成したのである。「督抄寶案記」の末尾に、雍正七年十二月己酉十二月吉日の日付と、長史の蔡其棟と陳以栢の姓名が記されているのをみると、この年月に第二集がひとまず完成したのであって、蔡其棟と陳以栢はその当時長史として責任者であったのであろう。

ところで現存の第二集は、前述のように咸豊八年までの文書を収録していて、巻二〇〇まで数える。目録によると、巻一七の条の割注に以下、二集十六本を除くの外、毎年統抄の二集の目録である。

と記されているから、雍正六年と七年の文書を収めた巻一六は巻一五が完成してから程遠くない時期に作られていたのであろう。この割注にいうように、それ以後毎年統抄されたのであろうが、台湾大学所蔵の乾坤二冊から成る目録は巻一二五、嘉慶二十四年（一八一九）までの分である。同大学影印本第一五冊所載の王民信氏の解説にも記されているように（「解説」六頁）、百二十五巻から成る二集が或る時期にあったのかも

知れない。しかしその後、統抄が行われ、丁度二百巻に達したところで、これを区切りとして二集とし、同影印本所収の上下二冊から成る目録が作られたのであろう。

二 第二集の異本

昭和八年（一九三三）に久米村から移管されて以後、旧沖縄県立図書館に保存されていた『歴代寶案』の原本は、同二十年太平洋戦争の戦禍によって失われた。ただ第一集には、鎌倉芳太郎氏や東恩納寛惇氏等が戦前原本によって影印したり抄写したりしたものをはじめ、各種の異本が伝えられているけれども、第二集の異本は甚だ少ない。

第二集の異本としては、若干の欠落はあるものの最も多く巻冊が残存しているのが台湾大学所蔵の写本である。これは戦前、台北帝国大学の依頼によって作られた写本で、当時すでに旧県立図書館において作られていた副本によって筆写したようであるが（小葉田淳「歴代寶案（琉球の外交文書）について」『日本学士院紀要』第四七巻第一号 一九九二）、全二百巻中、巻八一、一〇三、一一四、一二六、一二七、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三七、一三八、一七六、一九八の十三巻が欠落している。これに対し最も早く鎌倉氏が青写真によって作成した影印本（現在沖縄県立芸術大学所蔵）は、僅か十七巻が残存しているにすぎない。また旧県立図書館において移管直後に副本として作られた写本は、大半が戦禍で失われたが、第二集については六十八巻が残存している（現

在那覇市立図書館所蔵）。しかし残存しているものでも、巻二の前半は毎頁下半部が欠落し、巻一二の前半は全葉欠落しているような状態である。鎌倉本と県立図書館本との双方に共に残存しているのは、巻五、一二、一七、一九、七一、一〇一、一〇七の七巻だけで、台湾大学本に欠落している巻は鎌倉本でも県立図書館本でも同様である。

なお鄭良弼本といわれる全二十冊から成る『歴代寶案』の写本（現在法政大学沖縄文化研究所所蔵）があるが、これは十九世紀前半に抄写されたもので、嘉慶十九年（一八一四）を下限とする文書約二百通が収められている。その排列は第二集のように年代順ではないけれども、文書の三分の二以上は第二集所収のものである（和田久徳・白石晶子「鄭良弼本（横山重氏蔵）歴代寶案内目録」『お茶の水女子大学人文科学紀要』二〇、一九六七、参照）。この写本はたいへん丁寧な筆跡で、且つ鎌倉本、県立図書館本、台湾大学本などが作られた時期よりだいたい百年以前にできているので、当時は原本の虫喰いや破損もまだ少なかったとみえ、若干の誤写はあるにせよ不明の文字は殆どない。ただ何分にも収録する文書の数量が少ないのが残念である。

本校訂本第三冊・第四冊の校訂に当っては、以上の諸異本を校合に使用したが、第一集の場合と異なり、原本の影印本が殆ど残存していないので、校訂本の文字はすべて新たに活字で組み直した。また諸異本の字体には異体字が非常に多いので、一部の人名を除いて原則として正字体に統一した。ただ底本としては、原本の本来の姿をよりよく残しているものを用いるべきであるとの観点から、鎌倉本が残存している場合はそ

れを用い、鎌倉本がなく県立図書館本が残存している場合はこれを用い、
両本共残存していない場合は台湾大学本に依拠した。

これらの諸異本は、いずれも虫喰いや破損などにより文字の不明な個
所があるばかりでなく、誤字（誤写）、脱字、錯簡なども少なくなく、
殊に台湾大学本において著しい。しかし幸いにも詔勅、上奏文、咨文な
どの同一記事が他の文書に引用されている場合がままあり、それらを彼
此対照することにより誤字を正し、欠字や脱字を填めることがかなり可
能である。

さらに清代の史料としては、厯大な数量の檔案、すなわち官文書が残
存している。近年、中国大陸や台湾では清代檔案の整理が進み、台北の
中央研究院歴史語言研究所から出版されている『明清史料』や『明清檔
案』は、元来、清朝の内閣大庫に保管されていた檔案を鉛印したり影印
したりしたものであるが、その中には琉球に関係のある檔案も存在する。
また北京の中国第一歴史檔案館からは、同館所蔵の「軍機処檔案」中の
琉球に関するもののマイクロフィルムが最近沖縄県立図書館に送られ
てきて、利用できるようになった。これらの檔案は、すべてが『歴代寶
案』所収の文書と同一のものではないけれども、引用されている上奏文
や咨文などにはこれまた『寶案』と同じ記事があるので、対校するのに
有用である。今後、同檔案館や台北の故宮博物院などから関係の檔案資
料がさらに得られるものと期待されるところである。その他、法政大学
沖繩文化研究所所蔵の『歴代表文集』および『表集』や京都大学文学部
博物館所蔵の『貢進ニ関スル公文書類 全』にも、点数はそれほど多く

ないが『歴代寶案』所収の文書と同じ記事が収載されているので、共に
対校に役立つた。

三 第二集の目録

台湾大学の影印本の第三冊には、第二集の巻頭に上下に分けた目録が
収録されている。もっとも下の方は首行に「歴代寶案二集目録下」と記
されているが、上の方はただ「歴代寶案二集目録」と記すのみである。

上は巻一から巻一一四まで、年代にして康熙三十六年（一六九七）から
嘉慶十八年（一八一三）までの分、下は巻一一五から巻二〇〇、嘉慶十
九年から咸豐八年（一八五八）までの分である。

この目録に列記されている文書の中には、本文に欠落しているものが
ある一方、逆に本文にあっても目録にみえないものもある。さらに文書
の排列順序が目録と本文とで一致しない場合がある。例えば、本文の巻
三に存在する七通の文書は目録にみえず、目録の巻八には礼部に遣わす
咨二通、布政使に遣わす咨三通の次に結状二通が記されているのに、本
文では礼部への咨と布政使への咨との間に結状二通が入っている。

その他、目録の記載と本文の内容とが全く異なる例がある。目録の巻
一二〇の条に列挙されている文書は、本文ではすべて欠落しており、巻
一二一に列挙されている布政使司の回咨十二通のうち前半の六通が本文
では巻一二〇に、後半の六通が巻一二一に入っている。また目録の巻一
八六の条に列挙されている文書のうち前半の表六通、奏六通、礼部への

咨十四通が本文では卷一八六に、後半の布政使司への咨十二通、符文一通、執照一通が卷一八七に收められている。そして目録の卷一八七の条にみえる文書は、本文では卷一八八の前半に收められているが、目録には卷一八八の標示が三個所もある。その一番目に記されている内容のものは、本文では卷一八八の後半に收められているから、恐らく一番目の卷一八八の標示は衍字で、元来目録では卷一八七の後半に記載されていたのであろう。二番目の卷一八八に列挙されている文書の内容は本文ではその全部が欠落している。三番目の卷一八八は、目録に卷一八九が欠けていることから考えると、卷一八九の誤写と思われるが、その内容も本文の卷一八九と一致する。さらに目録では卷一九〇の次に卷一九二があり、その後に卷一九一、一九二と続くが、初めの卷一九二は衍字であろう。本文の卷一九〇には、目録で卷一九〇の条に記載されている文書を収めた後にこの卷一九二の文書をも収めていて、これ以降の卷一九一、一九二は目録と本文が全く一致する。

いま卷一二〇と一二一、および卷一八六から一九二までの諸卷について、目録と本文との異同を理解し易くするため図示すると後掲の通りである。

以上、若干の例を挙げて述べたように、第二集の目録と本文とでは、文書の排列順序や巻の分け方などに相違があるが、本校訂本においては目録も本文も底本の通りとし、特に手を加えなかった。目録と本文との関係についての詳細な解説や、本文に収録されている文書に基づく目録の作成などは、第二集全部の校訂が完了した後になされる予定である。

なお、前述のように台湾大学には、別に乾坤二冊から成る目録の写本が所蔵されている。これを乾坤本目録と稱することにするが、この写本の冒頭に「督抄寶案記」があり、目録の首行に「歴代寶案二集目録」と記されていることは、右記の上下本目録と同じである。しかし、乾坤は卷一から卷六〇まで、年代にして康熙三十六年から乾隆四十年（一七七五）までの分、坤冊は卷六〇から卷一二五、乾隆四十年から嘉慶二十四年（一八一九）までの分である。乾坤と坤冊の区切りは、卷六〇の途中であって、分冊の仕方としては甚だ不自然であり、筆写の便宜上から機械的に行われた観がある。乾坤各冊の末尾には共に同じ二通の跋文が書き入れられているが、それによると、元来目録には文書の形式的な標題を個条書きに列挙しているにすぎないので内容が明らかでなく、必要ない際に差支えがあるから注記を加えたというのである。事実、乾坤本は上下本に比べると、各文書について細字の注記がたくさんついている。そして跋文には、爾後この目録を役替りの際に失うことなく引き継ぐようにとあるから、実際に文書の解説や起草に携った久米村の担当者の手引として、この乾坤本は用いられたのであろう。本校訂本においては、乾坤本を校合に使用したが、新たに添加された注は採用しなかった。

ところで、すでに富島壯英氏が紹介しているように（『歴代寶案目録』について）『歴代寶案研究』創刊号、一九九〇、現沖縄県立図書館の東恩納文庫およびその史料編集室には『歴代寶案目録』という謄写版の小冊子が存在する。この目録は『歴代寶案』が旧県立図書館に移管された直後の昭和十年（一九三五）前後に、同図書館で調査して作られたもの

のようであるが、各冊の枚数まで実に克明に記されている。それによると、第二集は全二百巻のうち巻一二九、一七六、一八八の三巻が欠落し、二百冊残存していることになっている。というのは一巻一冊に編成するのが原則であるが、巻七〇、一二一、一八六の三巻は共に二冊に分けられているからである。

しかし巻七一には「此の寶案は二重に写出し、七〇巻と同じ」と注がついており、巻七〇の第二冊の枚数は台湾大学本の巻七一のそれと一致するから、この目録の巻七一が重複本であることは確かである。また巻一二一の上および下の枚数は、やはり台湾大学本の巻一二〇と一二一のそれと一致する。この目録では巻一二〇は僅か十五枚であるので、或いは巻一九の一部の重複であったかも知れない。さらにこの目録にみえる巻一八六の第二冊の枚数は、台湾大学本の巻一八七のそれに、目録の巻一八七の枚数は同大学本の巻一八八のそれとだいたい一致し、巻一八九の枚数は目録にみえるものと同大学本のそれとが一致する。前述のように台湾大学本には巻一八六から巻一八九まで欠巻はないが、上下本目録にみえる本来の巻一八八は本文では全部欠落している。恐らく謄写版目録に欠落している巻一八八はそれに当るのであろう。

いずれにしても昭和十年前後の調査では、二百巻中三巻しか欠落していなかったのであるが、いま台湾大学本は十三巻も欠落している。これについて小葉田淳氏は当初よりの欠落であろうとすることを疑問とし、「台湾大学所蔵本の二集欠本は、破損、脱落等のため始めから抄写を省略したか、或いはこの（一九六三年までの）二十年間に散失したのか、

いずれかであろう」と述べているが（『歴代寶案について』『史林』第四六巻第四号、一九六三、『歴代寶案研究』創刊号、一九九〇）、その通りであろう。

四 第三・四冊の内容

本校訂本第三冊の内容は、台湾大学の影印本の第三冊に、同じく校訂本第四冊のそれは同影印本の第四冊に相当する。すなわち第三冊には目録上下の他、巻一から巻一四までの十四巻、第四冊には巻一五から巻三〇までの十六巻が収められている。収録文書の年代では、第三冊が康熙三十六年（一六九七）から雍正三年（一七二五）まで、第四冊が同年から乾隆十四年（一七四九）までであるから、両冊合わせると五十三年にわたり、だいたい十八世紀の前半に該当する。この時期は、琉球王国では尚貞王の二十九年から次の尚益王を経て、尚敬王の三十七年に至る間である。因みに日本では、徳川五代將軍綱吉の元祿十年から九代將軍家重の寛延二年に至る時期である。

いったい『歴代寶案』の第一集では、全巻を詔勅文、礼部咨文、福建布政使司咨文、表奏文、国王咨文、符文、執照などというように、まず文書の形態によって大別したうえ、各分野ごとに文書を年代順に排列しているのであるが、第二集ではこのような大別をせず、全二百巻の文書をすべて年代順に編成している。これは第一集と第二集の編成上の大きな相違で、本校訂本第三、四冊においてもすべて年代順に編成されてい

る。

さて、第二集に収録されている文書の年代である康熙三十六年から咸豐八年までの百六十年間には、琉球国中山王は清朝に対して原則として二年ごとに朝貢した。いわゆる二年一貢である。朝貢のための往来は、まず進貢使が海船二隻を率い、煎熟硫磺一万二千六百斤、紅銅三千斤、煉熟白剛錫一千斤という規定の貢物を装載して福州に到着すると、北京に赴く進貢使等一行と福州に滞留する者を残して、その他の者は翌年もとの海船二隻に乗って帰国する。続いて琉球から接貢船一隻が出発して福州へ行き、北京に赴いた進貢使等一行と福州に滞留していた者を迎え、皇帝より与えられた回賜の緞疋等を載せてその翌年帰国し、次回の進貢船が出発する。つまり進貢船と接貢船が交互に出るので、毎年琉球から福州へ渡航しているわけである。

第一集には琉球と中国との間の往復文書の他に、朝鮮や暹羅、爪哇、旧港など東南アジア諸国との往復文書も存在するが、第二集は専ら中国との往復文書のみで、個々の定期的な進貢船と接貢船、或いは臨時の派遣船によって持参したり齎されたりした文書が、船便ごとにまとめて編成されている。すなわち一般にはまず進貢船によって持参した琉球側の文書、その進貢船が帰国する際に齎した中国側の文書、ついで接貢船によって持参した琉球側の文書、そしてその接貢船が齎した中国側の文書という順序である。いま試みに巻一をみると、康熙三十六年は接貢船が出発した年であるので、そこから始まっているが、次の同三十七年の進貢船とその翌年の接貢船の場合は、目録に次のように記されている。

康熙参拾柒年進貢文

表壹通

遣禮部咨壹通

遣布政使咨壹通

符文壹通

執照二通 頭號船
二號船

康熙参拾捌年進貢歸帆文

布政使回咨壹通

康熙参拾八年接貢文

遣布政使咨壹通

執照壹通

康熙参拾九年接貢歸帆文

参拾捌年勅書壹通

参拾捌年禮部回咨壹通

布政使回咨壹通

要するに進貢船では、国王が皇帝に上る表と北京の礼部および福建布政使への国王の咨文が持参される。そして符文は北京へ赴く進貢使一行の証明書であり、執照は各船の証明書である。この進貢船が帰国する際には、福建布政使から国王への回咨文が齎される。次の接貢船では福建布政使への国王の咨文と同船の執照が持参され、その帰国の際には、北京で皇帝から与えられた勅書、礼部と福建布政使から国王への回咨文が齎されるのである。

以上が二年一貢によって琉球と中国との間に恒常的に行われる文書の往復の基本的なパターンであるが、文書には単に朝貢に関するだけでなく、琉球と中国との間に生じたいろいろな問題が記されている。その他、国王の冊封、冊封に対する謝恩、皇帝の即位や崩御の慶弔、漂流民の送還などのような臨時の出来事の処置のために特使を送った際にも、関係する文書の往復が行われた。

本校訂本第三、四冊に収録されている文書について、通常朝貢関係以外の記事から知られる主な事実を若干挙げると次の如くである。

まず康熙五十五年（一七一六）の進貢に際して琉球から尚敬王の冊封を請うと、康熙帝は同五十八年冊封のため正使海寶と副使徐葆光を遣わした。そしてその翌年の進貢の時から、従来常貢に対する回賜として与えられていた緞疋等五十疋が加賞されて八十疋となった。ついで康熙帝が崩じて雍正帝が立つと、雍正元年（一七二五）国王は即位の慶賀の表を上ると共に先帝のために香品を進めた。これに対して雍正帝は国王に通例の賞賜の緞疋等の他に玉器等を加賞し、且つ「輯瑞球陽」の文字の御書匾額を与えた。ついで国王がその謝恩のために接貢船に便乗して使者を遣わすと、雍正帝はその礼物を納めず、次年の正貢に当てるように命じた。しかし琉球はその後も依然として二年一貢をやめなかったため、貢物は順送りに次回の正貢分に繰り延べられたが、雍正十二年（一七三三）（四）に至り、琉球は遂に帝の意に副って進貢を一回休止した。

このようにして雍正十三年には接貢船が福州へ行かなかったから、その年雍正帝が崩じ乾隆帝が即位したという情報が琉球に伝わらなかった。

た。その翌年の進貢の際には、改元のあったことを知らないままに、なお雍正十四年と、もとの年号を用いている。しかしこの年の進貢により、始めて皇帝の代替りを知った琉球では、早速翌乾隆二年（一七三七）使者を遣わして、新帝即位の慶賀の表を上ると共に雍正帝のために香品を進めた。これに対し乾隆帝は「永祚瀛壖」の文字の御書匾額を国王に与えた。乾隆五年国王がその謝恩のため礼物を進めると、帝はこれを納めず、雍正四年の例に倣って次回の正貢に当てるように命じた。しかし琉球はさらに乾隆七年の正貢を進めたので、帝はまたこれを次回の正貢に当てるように命じ、同九年に至って琉球は遂に進貢を一回休止した。以上のような朝貢をめぐる両国の交渉の経緯が克明に文書に記載されている。

また明清時代を通じて、琉球から中国へ何度か留学生として官生が送られたが、校訂本第三、四冊にもそのことがみえる。すなわち康熙六十年（一七二二）に琉球は留学生として蔡用佐等三人を派遣したが、不幸にして途中船が難破して死亡したので、改めて翌雍正元年に鄭秉哲等三人を送った。ただ三人の内の蔡安訓は北京へ到着して間もなく病死した。なお琉球から派遣された使者や通事等の中には、康熙五十一年の進貢の際の使者蔡灼のように中国で病死した者が時々あり、それらの使者に対する葬祭や埋葬に関する記事もみえる。

次に最も頻繁に文書にみえるのは、漂流民の救済や送還に関する記事である。琉球人が中国の沿岸や台湾で遭難漂流したのをはじめ、中国人が琉球各地で遭難漂流した場合については言うまでもないが、朝鮮人が

琉球の海域で漂流し、これを救済して中国へ護送することに関する記事もままある。これら漂流民は進貢船や接貢船に便乗して相互に送還した例が多いが、特に琉球で送還のため船を仕立てた場合もある。

その他、変った事件としては、乾隆八年（一七四三）の接貢船の使者温思義が福州で救火水龍すなわち消防ポンプを購入して琉球へ持ち帰ろうとしたことに對し、違禁の鉄鉛を持ち出す恐れがあるとして問題にされたことがある（糸数兼治「救火水龍の導入について」『歴代宝案研究』創刊号、一九九〇、参照）。また同船の都通事林永隆が福州において瘋疾が再発し、外出先で突如髪を剃って僧となろうとしたような事実も福建布政使から琉球国王に報告されている。

最後に一言断っておきたいのは、まず各巻の冒頭に表示した収録文書の年代についてである。凡例に掲げたように、収録年代の表示は旧沖縄県立図書館写本と台湾大学蔵写本の内題に基づき、且つその年代が本文の収録文書の年代と誤差のあるものについては訂正したのであるが、巻二八と巻二九の両巻の場合は、特別な事情から例外的な措置をとった。

すなわち巻二八は、旧沖縄県立図書館写本や台湾大学蔵写本にみえ、目録にも注記されている通り、収録年代を乾隆十一年と十二年の二年分と表示したが、第三文書の日付は乾隆九年十月一八日である。この巻の第一文書から第一九文書までの一九通の文書は、乾隆十一年の進貢船によって持参されたもので、各文書の日付は第三文書を除いてすべて乾隆十一年十一月十六日となっている。ただ第三文書だけが乾隆九年の日付

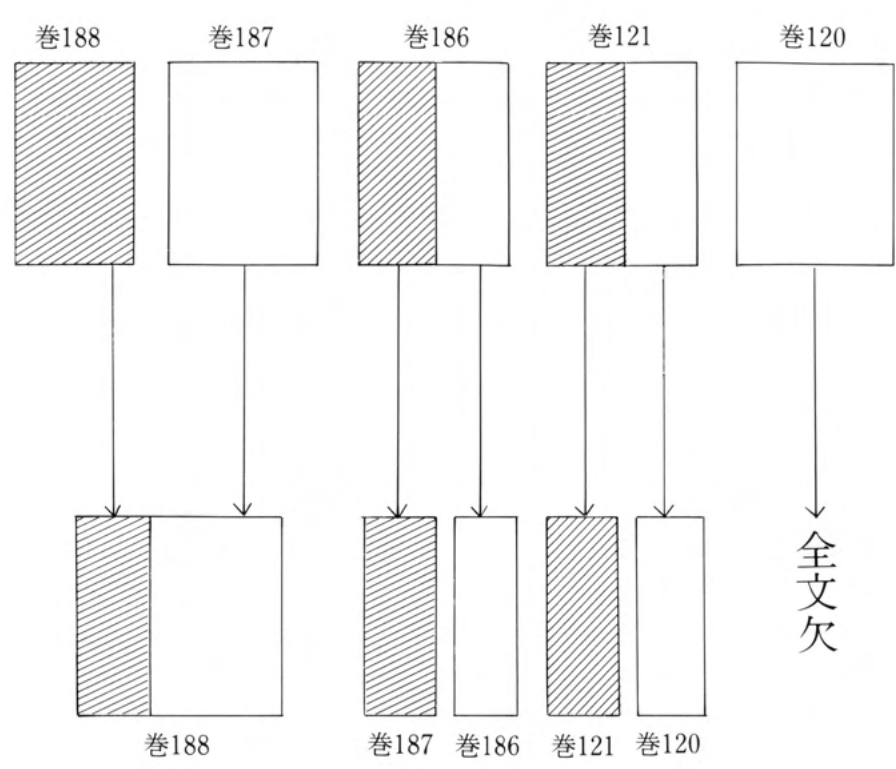
であるのは、前に述べたような事情で琉球が同年の進貢を休止したため、乾隆十一年の進貢の際に同九年分の表文を持参したからに他ならない。

また巻二九の冒頭には、収録年代として全巻乾隆十三年と表示してあるが、第九、一〇、一一の三通の文書の日付は乾隆十四年五月一日である。本巻の第一文書から第一一文書までの十一通の文書は、目録によれば乾隆十三年の接貢船が持ち帰ったものになっており、第一文書から第八文書までの八通の文書の日付は乾隆十三年である。実はこの接貢船は同年閏七月福州から琉球へ帰るため出洋したが、途中海上で難破して福州に戻り、搭乗していた進貢使等は翌年五月に次回の進貢船に便乗して琉球に帰還したのである。そのため乾隆十三年付の文書と共に持ち帰った同十四年の文書が、一括して収録されているわけである。このような事情により、巻二八と巻二九には、冒頭に表示した収録年代と異なる文書が含まれていることを注意されたい。

次に抬頭についてであるが、凡例に掲げたように底本の体裁をできるだけ保存するため、抬頭も底本に準じた。ただ抬頭は、その文字によって一字分、二字分、三字分の三通りとする規定がある。しかし底本にみえる抬頭には、規定に外れている場合がままあるが、極く単純な誤りを訂正した他は、概ね底本の通りにしておいた。従って抬頭が誤っていたり、一行の字数が不均衡であったりする頁のあることを諒承されたい。

目 録

本 文



目 録

本 文

